

令和2年度介護保険施設等におけるICT活用促進事業補助金交付要綱

2 福保高施第3号
令和2年4月1日

(通則)

第1条 東京都（以下「都」という。）は、介護保険施設等におけるICT活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）について、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、都内に所在する介護保険施設等において、施設業務全般にわたり、一体的にICT環境を整備するための費用の一部を予算の範囲内において交付し、質の高い介護サービスの提供、地域連携の強化に資することを目的とする。

(対象事業所)

第3条 この補助金の対象となる事業所は、令和2年4月1日時点で都内において開設している以下の種別の事業所とする。ただし、国又は地方公共団体が設置する施設（地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）は、対象となる事業所から除く。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条に規定する定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（以下「併設ショート」という。）
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (3) 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う事業所及び同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所（以下「認知症高齢者グループホーム」という。）

2 前項にかかわらず、老人福祉法、介護保険法及び都又は区市町村の定める人員、設備及び運営の基準に関する条例に適合しない場合は対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条で規定する対象事業所において実施される次の(1)から(3)までの事業とする。ただし、(2)及び(3)は、(1)を実施した場合のみ補助対象とする。

- (1) 利用者処遇業務の効率化に資するICT機器の導入等

施設業務全般にわたり、一体的にICT環境の整備を図るため、次のアからウまでの機器等の導入を対象とする。ただし、既に施設で導入されている機器等がある場合、新たに導入する機器等と一体的に活用する場合は、一部の導入を認める。

ア 利用者の居室等に設置する、センサーや通信機能を備えた見守り支援機器（利用者の尊厳やプライバシーの確保に配慮したものとする。）

イ 施設内において情報共有を図る通信機器、介護記録・ケアプラン作成・請求管理等の介護業務支援のソフトウェア、タブレット端末等（パソコンは除く）

ウ 上記ア又はイを導入するための通信環境整備

- (2) 前項(1)に係るICT機器等導入前後のコンサルティング費用

- (3) 組織管理業務の効率化、併設サービス等におけるICT機器の導入等

次のアからウまでのいずれかの場面において使用され、業務の効率化に資するICT機器の導入等を対象とする。

ア 施設における組織管理業務（財務、人事、給与、ペーパーレス等）

イ 別表1に定める併設サービスにおける(1)ア、イ、又はウの導入

ウ 併設サービス及び連携医療機関との情報共有

(暴力団の排除)

第5条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)に該当する者があるもの

(交付額の算定)

第6条 補助金の額の算定方法及び補助対象経費等は、別記1のとおりとする。

(業務改善計画)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、都が別に定める様式により、別に定める期日までに業務改善に関する計画書を都に提出する。当該計画書においては、第4条(1)アからウにまたがる業務内容に関する改善計画を立案し、施設運営の効率化を図り、介護従事者の負担軽減につなげる。

2 前項で提出された業務改善計画書について、都は、必要に応じてホームページ等で公表する。

(補助金の交付申請等)

第8条 申請者は、交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める日までに東京都知事(以下「知事」という。)に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第9条 知事は、前条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、相当と認めた場合は、第11条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知する。

(変更交付申請)

第10条 前条の規定に基づく決定を受けた者(以下「補助対象事業者」という。)が、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続きは、第8条の規定に準じるものとする。

2 前項の規定に基づく申請は、変更交付申請書(様式第2号)により行うものとする。

(補助条件)

第11条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記2の補助条件を付するものとする。

(実績報告書の提出)

第12条 補助対象事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その事実があったときから10日以内に実績報告書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助対象事業者は、補助金の額の確定後において補助金を請求するときは、請求書(様式第4号)に関係書類を添えて知事に提出して行うものとする。

(補助金の交付方法)

第15条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。

(事業完了後の調査)

第16条 補助対象事業者は、補助事業の完了後であっても、都の求めに応じて、調査等の依頼に協力する必要がある。

(他の補助金との関係)

第17条 知事が特に認める場合を除き、他の公的制度の対象となっている事業、他の制度により補助されている事業は、第4条の補助対象事業から除くこととする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別表 1

対象となる併設サービス一覧
看護小規模多機能型居宅介護事業所
小規模多機能型居宅介護事業所
通所介護事業所
地域密着型通所介護事業所
認知症対応型通所介護事業所
通所リハビリテーション事業所
訪問看護ステーション
夜間対応型訪問介護事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

別記1 補助金の交付額の算定方法及び補助対象経費等

1 利用者処遇業務の効率化に資するICT機器の導入等及びICT機器等導入前後のコンサルティング

この補助金の交付額の算定に当たっては、別表アの第1欄に定める対象事業所において、本文第4条(1)(2)に規定する補助事業の取組を行った場合に、第2欄に定める補助基準額(1)基本単価と、第4欄(1)に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、契約の締結を伴わない自社施工等によるICT導入は対象経費として認めない。

2 組織管理業務の効率化、併設サービス等におけるICT機器の導入等

別表アの第1欄に定める対象事業所において、本文第4条(3)に規定する補助事業の取組を行った場合に、第2欄に定める補助基準額(2)加算単価と、第4欄(2)に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を、1の算出で得た額に加える。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、契約の締結を伴わない自社施工等によるICT導入は対象経費として認めない。

別表ア

1 対象事業所	2 補助基準額		3 補助率	4 補助対象経費	5 補助対象外経費
	(1) 基本単価	(2) 加算単価			
定員30人以上の特別養護老人ホーム	1 施設当たり 20,000千円 (1法人当たり 40,000千円を限度とする。)	1 法人当たり 3,000千円	1/2	(1) 基本単価 通信環境整備や見守り支援機器等の導入のために必要な工事請負費、備品購入費、役務費、委託料(コンサルティング費用を含む)、使用料及賃借料、その他導入及び使用に際し必要な経費と知事が認めるもの	(1) インターネット回線使用料等の通信費 (2) 振込手数料 (3) クレジットカードの利用等
介護老人保健施設	1 施設当たり 20,000千円 (1法人当たり 40,000千円を限度とする。)	1 法人当たり 3,000千円	1/2	(2) 加算単価 組織管理業務、併設サービス等に関するICTを活用した業務の効率化に資する備品購入費、役務費、委託料、使用料及賃借料、その他導入及び使用に際し必要な経費と知事が認めるもの	クレジットカード会社を介して支払う契約を行う場合のクレジット会社に対する分割払い手数料(金利) (4) 消費税及び地方消費税 (5) その他事業の目的に照らして適当と認められないもの
認知症高齢者グループホーム	1 施設当たり 5,000千円 (1法人当たり 20,000千円を限度とする。)	1 法人当たり 1,000千円	1/2	ただし、(1)(2)ともに令和3年3月31日までに支払ったものに限る。	

補助条件

1 事情変更による決定等の取り消し

補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

- （１）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （２）事業の内容を変更しようとするとき。
- （３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- （１）第12条の規程による報告、地方自治法（昭和22年法律第67条）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- （２）（１）の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 是正のための措置

- （１）知事は、第13条の調査等の結果、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置を取ることを命じるものとする。
- （２）第12条の規定による実績報告は、（１）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

6 決定の取り消し

- （１）知事は、補助対象事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金の他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- （２）（１）の規定は、第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

7 補助金の返還

- （１）知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときも、期限をさだめて返還を命じるものとする。
- （２）第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

8 違約加算金

- (1) 補助対象事業者は、6の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの日において受領したものとす。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

9 延滞金

- (1) 補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

10 他の補助金等の一時停止等

補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられたにも関わらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

11 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

12 財産処分等に伴う収入の納付

補助対象事業者が知事の承認を受けて11の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

13 財産管理

補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

14 補助金調書の作成

補助対象事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかななければならない。

15 帳簿の整理

補助対象事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿に備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後の5年間保存しておかななければならない。

16 寄附金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

17 運営実績に関する要件

補助対象事業者が運営している事業所に都又は区市町村の实地指導等で指摘があった場合は、指導に従い、改善がなされていること。

18 その他

この要綱に定める条件を違反した場合には、この補助金の全部又は一部を東京都に納付させることがある。